

労働基準広報 2016 No.1878

2/1

CONTENTS

特集 仕事と家庭の両立支援対策の充実について〈建議〉— 6

93日の介護休業を3回まで分割し 取得可能とすることなどを提言

昨年12月21日、労働政策審議会（会長・樋口美雄慶應義塾大学商学部教授）は、塩崎厚生労働大臣に対し、仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議を行った。建議では、対象家族1人につき、3回を上限とし通算93日まで介護休業を取得可能とする「介護休業の分割取得」や「有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和」などを提言している。厚生労働省では、速やかに改正法案要綱を作成し、同審議会への諮問・答申を経て、今通常国会に改正法案を提出し、2017年の施行を目指す方針としている。

（編集部）

●企業税務講座 ————— 18

第62回 退職所得の該当性

肩書に変更がなくても 退職所得と認定される場合も

（弁護士・橋森正樹）

●レポート／キャリア権推進ネットワーク
「第3回シンポジウム」を開催 — 22

若手有識者や現役大学生がパネラーとなり 働く意識の多様化や二極化など熱い意見が

（編集部）

●弁護士&元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 24

〈第18回〉ブラックバイト①

シフトの強要や長時間労働のほか 商品の自腹購入を強いるケースも

（弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子）

●NEWS ————— 1

（労政審・仕事と家庭の両立支援充実を塩崎大臣に建議）介護休業を3回まで分割取得できる制度に／（26年・運転者使用事業場の監督結果）法違反率は82.9%、改善基準告示違反率は60.7%／（厚労省・3月22日から開始）ハローワーク保有の求職情報の提供サービス実施／ほか

●2016年 厚生労働行政の抱負 ————— 42

厚生労働大臣 塩崎恭久

職業能力開発局長 宮川 晃

雇用均等・児童家庭局長 香取照幸

●労務資料 平成26年 就業形態の多様化に関する総合実態調査結果①～事業所調査～ — 35 ●連載 労働スクランブル④（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●わたしの監督雑感 広島・広島中央労働基準監督署次長 真鍋博司 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 〔早朝に出勤してパソコンを起動後の時間〕労働時間とされるか ——— 48 弁護士・岡村光男

雇用保険法 〔育児休業給付の申請手続き〕期限過ぎても受給できるか ——— 50 特定社労士・飯野正明

安全衛生 〔受動喫煙避けるため従業員から異動希望〕応じる必要はあるか ——— 52 弁護士・加島幸法

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内